

適正な施工のための 技術者の役割等の明確化

○ 監理技術者等の職務（役割）を、元請の監理技術者等と下請の主任技術者の2種類に大別。

なお、下請の主任技術者のうち、建築一式工事の下請として電気工事または管工事の複数工種のマネジメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の監理技術者等の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の監理技術者等の役割を担う（「請負部分全体」は「請負部分」と読み替える）

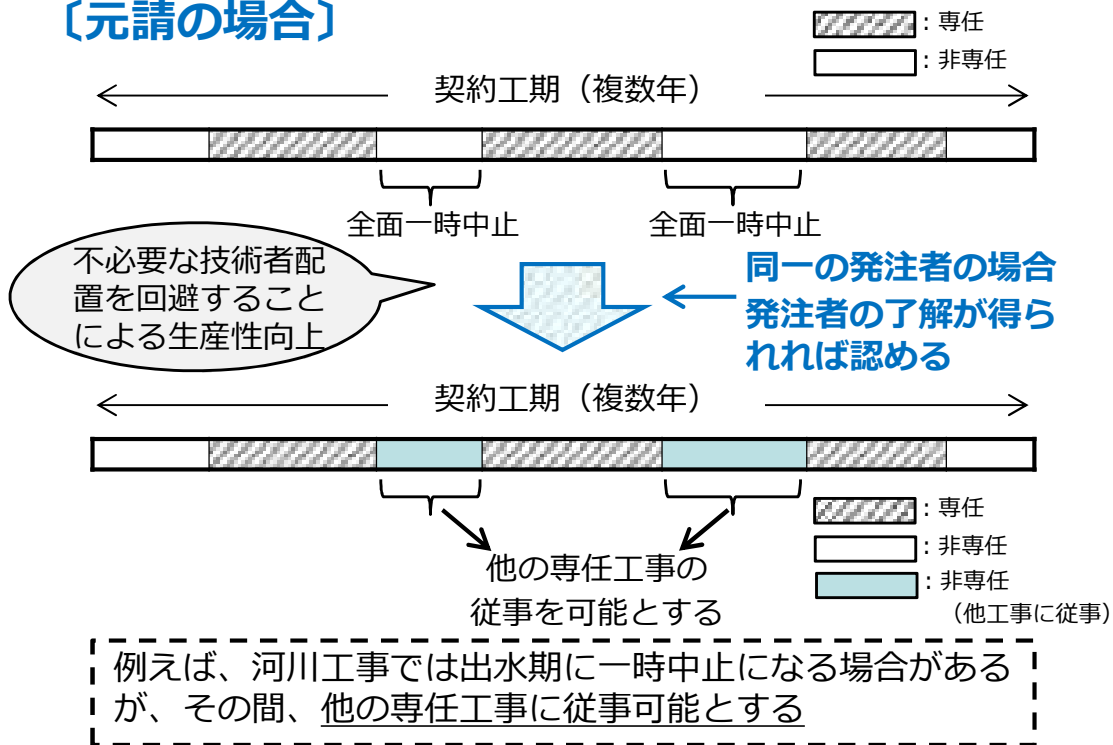
	元請の監理技術者等	下請の主任技術者
役割	○下請を含む請負部分全体の統括的工程管理	○請負部分の施工管理
施工計画の作成	○下請を含む請負部分全体の施工計画書（または施工要領書）の作成 ○下請の作成した施工要領書の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、受注した請負部分に関する施工要領書の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書の修正
工程管理	○下請を含む請負部分全体の工程管理 ○下請間の工程調整 ○朝礼、工程会議等の開催※、参加、巡回	○請負部分の工程管理 ○朝礼、工程会議等への参加
品質管理	○下請からの報告及び必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認による請負部分全体の確認	○原則として、立ち会い確認 ○元請（上位下請）への報告
技術的指導	○技術者の配置等、法令遵守の確認 ○下請を含む請負部分全体に対する技術指導 ○ <u>下請を含む請負部分全体において技術者が適切に役割を果たしているか確認※</u>	○現場作業員の配置等、法令遵守の確認 ○受注した請負部分における作業員への技術指導
その他	○下請からの協議事項への対応（判断等） ○請負部分全体のコスト管理 ○発注者等との協議・調整※ ○近隣住民等への説明等※ 等	○元請（上位下請）への協議 ○元請等の判断を踏まえた現場レベルの調整 ○請負部分のコスト管理 等

※:元請のみの役割

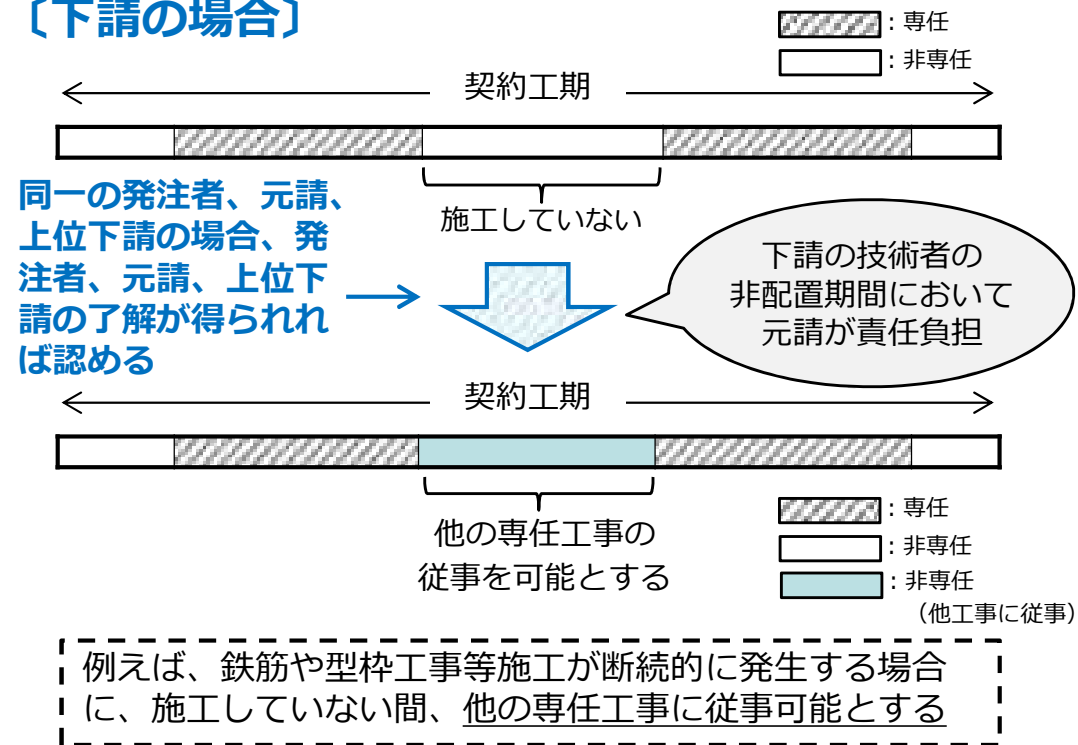
【前回までの議論】

- 技術者の効率的活用の推進のため、**一定程度の要件（上限）**を設けた上で、元請の監理技術者等については、同一の発注者でその了解が得られた場合、下請の主任技術者については、同一の発注者、元請、上位下請でその全ての了解が得られた場合、非専任期間に他の専任工事に従事できることとする

〔元請の場合〕



〔下請の場合〕



【課題】 災害等の非常時に元工事の対応が必要となる可能性がある

【対応案】 一定程度の要件として、災害等の非常時の対応方法（別の技術者による対応を含む）について、元請は発注者、下請は発注者、元請、上位下請の了解を得ることとしてはどうか

【今後の中長期的な検討課題】

- 技術者の専任・配置の考え方の明確化、それを踏まえた補助技術者の活用等の検討